

Reprint and annotation of Ukou Bunshu by Suzuki Ukou, 3rd part

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2019-01-22 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 三浦, 一郎 メールアドレス: 所属:
URL	https://mu.repo.nii.ac.jp/records/931

〈資料紹介〉

鈴木雨香 『雨香文集』 翻刻と注釈（下）

三浦 一朗

はじめに

本稿では、『武蔵野大学日本文学研究所紀要』第3号（二〇一六年三月）、同第4号（二〇一七年三月）掲載の拙稿「鈴木雨香『雨香文集』翻刻と注釈（上）」、「同（中）」を承け、引き続き『雨香文集』の翻刻と注釈を行う。今回は、拙稿「翻刻と注釈（上）」に掲げた目次で言えば、「26 松岡軍曹墓誌銘」から巻末の「38 永楽園記」までを取り上げる。

なお、翻刻に際しての方針などは前稿、前々稿に準じ、煩雑になることを避けてここには繰り返さない。前掲拙稿「翻刻と注釈（上）」に掲げた凡例を参照されたい。

翻刻と注釈に入る前に、前稿「翻刻と注釈（中）」について、発表後に気付いた誤りを1か所訂正しておく。

前稿82ページ上段3〜5行目で、「静雲堂主人は仙台の書肆伊勢氏の屋号」と書いたのは誤り。屋号は伊勢屋である。また、続けて「ここで言う主人が何代の誰を指すのかわ未詳」としたが、菊田定郷『仙台人名大辞書』（歴史図書社、一九七四年）に記

載があることを見落としていた。併せて「静雲堂主人は仙台の書肆、伊勢屋安右衛門の四代目、通称齋助（一八五六〜?）。静雲堂はその号。（『仙台人名大辞書』）」と訂正したい。

以下、今回取り上げる作品の翻刻と注釈に移る。

* * *

26 松岡軍曹墓誌銘

松岡軍曹、名椿也、本姓吉田氏。父名英治、為船岡邑主柴田氏旧臣。母名梅、松岡氏。軍曹幼為伯父啓橘君所養、冒松岡氏。

入岩沼小学校、卒業入宮城県第一中学校、罹病魔学。為小学准訓導、奉職石巻小学校。明治三十三年、徵入陸軍歩兵第四連隊。無幾為上等兵。三十七年一月、命戸山陸軍兵学校入学。会明治三十七、八年役起、編野戦隊出征。五月、自鴨緑江転戦鳳凰城諸地、参加遼陽沙河等大戦。八月、為伍長。十一月、為軍曹。三十八年三月一日、会奉天総攻撃、進戦紅土嶺之險。挺身麾兵、

指揮甚努。偶爲流彈所中、貫通其頭部。創甚不屈、呼部兵曰、勿使敵兵逸。言訖而絶。距其明治十五年、得年二十五。即日叙功七級、賜金鷄勳章。更叙勲七等、賜青色桐葉章併金百円。葬于高福寺先塋之次。法諡曰照嶺院忠剛義烈居士。未娶。余於啓橘君爲同窓之友。軍曹与賤息爲莫逆之友。父子宿誼如此。碑銘之請寧可辭哉。攬淚作銘。銘曰、

裏屍馬革 武名維揚 叙功七級 賜金鷄章 死得其所 丈夫何傷 配祀靈廟 百世流芳

松岡軍曹の墓誌銘

松岡軍曹、名は倅也、本姓吉田氏なり。父の名は英治、船岡邑主柴田氏の旧臣なり。母の名は梅、松岡氏なり。軍曹幼くして伯父啓橘君の養ふ所となり、松岡氏を冒す。岩沼小学校に入り、卒業して宮城県第一中学校に入るも、病に罹り学を廢す。小学准訓導となり、石巻小学校に奉職す。明治三十三年、徵せられて陸軍歩兵第四連隊に入る。幾ばくも無くして上等兵となる。三十七年一月、戸山陸軍兵学校入学を命ぜらる。明治三十七、八年の役の起くるに會し、野戦隊に編せられて出征す。五月、鴨緑江より鳳凰城の諸地を転戦し、遼陽、沙河等の大戦に参加す。八月、伍長となる。十一月、軍曹となる。三十八年三月一日、奉天総攻撃に會し、紅土嶺の險を進戦す。身を挺して兵を麾き、指揮甚だ務む。偶々流彈の中る所となり、其の頭部を貫通す。創甚だしきに屈せず、部兵を呼びて曰く、敵兵をして逸せしむることなかれと。言ひ訖はりて絶す。其れ明治十五年

を距つること、得て年二十五。即日功七級に叙せられ、金鷄勳章を賜る。更に勲七等に叙せられ、青色桐葉章併びに金百円を賜る。高福寺の先塋の次に葬る。法諡を照嶺院忠剛義烈居士と曰ふ。未だ娶らず。余、啓橘君に於いて同窓の友たり。軍曹と賤息と莫逆の友たり。父子宿誼あること此くの如し。碑銘の請寧んぞ辞すべけんや。涙を攬して銘を作す。銘して曰く、
屍を馬革に裹み 武名維揚がる 功七級に叙せられ 金鷄章を賜る 死して其の所を得 丈夫何ぞ傷まん 靈廟に配祀し 百世に流芳す

*「船岡邑主柴田氏」…伊達家十四世植宗の代から仕え、伊達家臣団で一門に次ぐ一家の資格を持つ。「准訓導」…准教員のこと。小学校令(明治二十三年)に基づく。「戸山陸軍兵学校」…正しくは陸軍戸山学校。「明治三十七、八年之役」…日露戦争。「鴨緑江」…中国国境沿いを流れる川。日露戦争最初の戦地。「鳳凰城」…現在の中国遼寧省丹東市内の鳳城市付近。「遼陽、沙河等大戦」…遼陽は遼寧省中部の都市、沙河は同省南部を流れる川。いずれも日露戦争の戦地。「奉天」…現在の遼寧省瀋陽市。日露戦争最大の激戦地。「紅土嶺」…奉天付近の高地。「塵兵」…兵を指揮する。「創」…傷。「部兵」…部隊に同じ。「金鷄章」…戦前の日本で軍人に与えられた勳章。功一級から七級まである。「青色桐葉章」…旭日章の勲七等。「攬涙」…「攬」は取る、つかむの意。ここは、涙を払うくらい意か。「流

「芳」：後世に名声が伝わる。

27 翠鳳菱沼君墓表

美竹翁在岩沼也、郷人入其門者數人。翠鳳菱沼君独有出藍之譽云。君諱元舒。初稱陽輔、後改平治。号翠鳳、又燕翼堂。父名東作、母早坂氏。世仕岩沼邑主古内氏。君以天保十二年九月二十三日生。幼有器局。受經史于只野樸軒先生、新陰流兵法于狹川氏、柳心甲胄流柔術于富山氏。仕白小姓、歷目付公用人、至町扱。維新後、為岩沼町吏。皆稱其職。余暇画墨竹、以為樂。風枝雨葉頗極湘江淇澳之趣。又善手工。竹木骨角之屬、一經其手則各隨其材成器成財、皆適其用。且愛養盆卉、修枝盤幹存自然之風趣云。偶病腸胃、荏苒不瘥。以明治三十九年十一月十日逝。年六十六。葬法常寺先塋之次。法諡曰尚德院瑞雲翠鳳居士。初娶只野氏、生長子坦治、長女江幾、二女江以。母子先没。繼娶高澤氏、生二子直道、三子醇也、四子欽也。有故大婦。後娶岩淵氏、生五子亨、六子章、三女以久代。直道承家、為海軍兵曹長。現在横須賀鎮守府。門人大友左五郎等將表其墓、來請余文。余与君同郷貫誼、不可辭。叙其梗概如此。

翠鳳菱沼君の墓表

美竹翁岩沼に在るや、郷人其の門に入る者數人あり。翠鳳菱沼君独り出藍の譽有りと云ふ。君、諱は元舒。初めは陽輔と稱し、後に平治と改む。号は翠鳳、又燕翼堂。父の名は東作、母は早

坂氏なり。世々岩沼邑主古内氏に仕ふ。君、天保十二年九月二十三日を以て生まる。幼くして器局有り。經史を只野樸軒先生に、新陰流兵法を狹川氏に、柳心甲胄流柔術を富山氏に受く。仕ふるに小姓より、目付、公用人を歴て、町扱に至る。維新後、岩沼町吏となる。皆な其の職を稱す。余暇に墨竹を画き、以て樂と為す。風枝雨葉頗る湘江淇澳の趣を極む。又、手工を善くし、竹木骨角の屬、一たび其の手を經れば則ち各々其の材に隨

ひ、器となり、財となり、皆な其の用に適ふ。且つ盆卉を愛養し、修枝盤幹、自然の風趣を存すと云ふ。偶々腸胃を病み、荏苒として瘥えず。明治三十九年十一月十日を以て逝く。年六十六。法常寺の先塋の次に葬る。法諡を尚德院瑞雲翠鳳居士と曰ふ。初め只野氏を娶り、長子坦治、長女江幾、二女江以を生む。母子先に没す。繼いで高澤氏を娶る。二子直道、三子醇也、四子欽也を生む。故有りて大婦す。後に岩淵氏を娶る。五子亨、六子章、三女以久代を生む。直道家を承く。海軍兵曹長となり、現に横須賀鎮守府に在り。門人大友左五郎等、將に其の墓を表せんとして、來たり余の文を請ふ。余、君と郷貫を同じくする誼あり。辞すべからず。其の梗概を叙すること此くの如し。

*「美竹翁」：伝未詳。「22 菊庵吉田先生遺德碑」に見える「美竹尼橋」と同一人物か。「翠鳳菱沼君」：伝未詳。「器局」

：器量に同じ。「只野樸軒先生」：只野欽吾（一八〇八—一八七〇）。樸軒はその号。代々學者として古内家に仕えた。「狹川氏」：柳生宗矩に新陰流を学んだ狹川助直（一六四一—

（一六九五）以来、代々仙台藩で劍術師範役を務める。（「仙台人名大辞書」）「富山氏」：伝未詳。「墨竹」：墨だけで描く竹の絵。「湘江淇澳之趣」：湘江は湘水。淇澳は淇水の湾曲したところ。いずれも中国有数の名勝地。「益卉」：盆栽に同じ。「修枝盤幹」：「修」は立派、「盤」は曲がりくねるさま。盆栽の見事な枝ぶり。「先塋」：先祖の墓。「大婦」：離縁して実家に帰る。「鎮守府」：戦前、日本海軍が拠点とした機関・施設。「郷貫」：故郷。

28 陸軍歩兵上等兵齋新作墓表

陸軍歩兵上等兵齋新作、名取郡岩沼人、齋左藏次子。明治三十四年、入歩兵第四連隊。三十六年十二月、為上等兵。三十七年三月、従軍至韓国鎮南浦。以来転戦於九連城、鳳凰城、□子溝、黑英台、遼陽諸地。三十八年自二月至十月、或守備或加戦闘、鍊嶺、翁家塞子、二通溝、周家窩等諸地転営。十二月、凱旋。三十九年一月、編入予備役。四月、抛戦功叙勲八等、賜白色桐葉章。又叙功七級、賜金鶏勲章、年金百円、並従軍記章。四十四年九月二十一日、以病没。年三十一。法諡曰勇徳軒義彰通英居士。娶巨理佐藤氏、不諧。後不復娶。

陸軍歩兵上等兵齋新作の墓表

陸軍歩兵上等兵齋新作は、名取郡岩沼の人、齋左藏の次子なり。明治三十四年、歩兵第四連隊に入る。三十六年十二月、上等兵

となる。三十七年三月、従軍し韓国鎮南浦に至る。以来、九連城、鳳凰城、□子溝、黒英台、遼陽の諸地を転戦す。三十八年二月より十月に至り、或は守備し、或は戦闘に加わり、鍊嶺、翁家塞子、二通溝、周家窩等の諸地を転営す。十二月、凱旋す。三十九年一月、予備役に編入せらる。四月、戦功に抛り勲八等に叙せられ、白色桐葉章を賜る。又功七級に叙せられ、金鶏勲章、年金百円、並びに従軍記章を賜る。四十四年九月二十一日、病を以て没す。年三十一。法諡を勇徳軒義彰通英居士と曰ふ。巨理佐藤氏を娶るも諧せず。後復た娶らず。

*「齋新作」：伝未詳。「韓国鎮南浦」：現在の北朝鮮西部にある南浦市。日清戦争以降日本軍が兵站基地としていた。「九連城、鳳凰城、□子溝、黒英台、遼陽諸地」：鳳凰城、遼陽は既出。黒英台は黒溝台か。「□子溝」（文字判読不能）は未詳だが、いずれも日露戦争の戦地。「鍊嶺、翁家塞子、二通溝、周家窩等諸地」：同じく日露戦争の戦地。「白色桐葉章」：旭日章の勲八等。「金鶏勲章」：既出の金鶏章に同じ。「従軍記章」：従軍した者を顕彰する勲章。

29 奉告明治天皇陛下文

維大正二年七月二十九日、即以明治天皇陛下下一周年祭日、前一日随仏氏速夜之例、僧臣黒木大秀等奉修一周年忌法会於大乘山法常寺。布臣鈴木省三、誠恐誠惶頓首頓首、奉告之以文曰、伏

惟陛下不予之報一出、楓宸上下恐懼、祈請百神庶幾平癒。代欲以身。終無其驗、遐登蒼旻。普天之下率土之浜、慟天哭地。齊喪双親條、忽一歲。茲遇其哀慕聖德、悲痛更新。微臣謹拳聖恩及我私者三以累。奉告之詞曰、明治九年夏、龍車東巡留驛於仙台也。將臨幸共立病院、而院舍狹隘以無容儀仗之余地、木戸内閣顧問奉命代臨、視察内外具狀。陛下嘉職員當事精勵且組織得宜、賜金三十円。微臣以列医員之末辱其分賜。是其一也。明治二十七年、八年之役、応召拜陸軍省備医補第二師団工兵第二大隊補充中隊附假行軍医之職。役後賜金二十円並從軍記章。是其二也。明治三十四年秋、陛下統監陸軍大演習於栗原郡之野也。微臣以宮城県檢疫官、監督行營近傍及行幸沿道の衛生事項。亦復賜金若干。是其三也。此三者未曾不一日往來於鄙懷、而今也哀奉答之無期。徒嗚咽流涕而已。感極思切、不覺累蕪言、冒瀆靈位。陛下在天之尊靈只賜照鑑。誠恐誠惶頓首頓首

明治天皇陛下に奉告する文

維れ大正二年七月二十九日は、即ち明治天皇陛下一周年祭日たるを以て、前一日、仏氏の連夜の例に随ひ、僧臣黒木大秀等一周年忌法会を大乘山法常寺に於いて奉修す。布臣鈴木省三、誠恐誠惶頓首頓首、奉告の文を以て曰く、伏して惟ふに陛下不予の報一たび出で、楓宸上下恐懼し、百神に祈請して平癒を庶幾す。代ふるに身を以てせんことを欲す。終に其の驗無く、蒼旻に遐登す。普天之下、率土之浜、慟天哭地し、齊だ双親の條に喪するのみ。忽ち一歲、茲に其の辰に遇ひ、聖徳を哀慕し、悲

痛を更新す。微臣、謹んで聖恩の我私に及ぶ者を挙ぐるに三を以て累ぬ。奉告の詞に曰く、明治九年夏、龍車東巡し驛を仙台に留む。將に共立病院に臨幸せんとするも、院舍狹隘にして儀仗を容るるの余地無きを以て、木戸内閣顧問奉命して代臨し、内外の具状を視察す。陛下、職員に事に当たるに精勵し、且つ組織の宜しきを得るを嘉し、金三十円を賜る。微臣、医員の末に列するを以て其の分賜を辱なくす。是其の一なり。明治二十七年、八年の役に、応召して陸軍省備医補第二師団工兵第二大隊補充中隊附假行軍医の職を拜す。役後、金二十円、並びに從軍記章を賜る。是れ其の二なり。明治三十四年秋、陛下、陸軍大演習を栗原郡の野に於いて統監す。微臣、宮城県檢疫官たるを以て、行營近傍、及び行幸沿道の衛生事項を監督す。亦た復た金若干を賜る。是れ其の三なり。此の三者、未だ皆て一日も鄙懷に於いて往來せずんばあらず。而も今や奉答の期無きを哀しむ。徒だ嗚咽流涕するのみ。感極まり思ひ切にして、覺えず蕪言を累ね、靈位を冒瀆す。陛下在天の尊靈、只だ照鑑を賜らんことを。誠恐誠惶頓首頓首。

*「連夜」：仏教で、命日の前夜。精進潔齋して故人を供養する。
「布臣」：無官の者、庶民。布衣。
「不予」：天子の病氣を憚つて言う語。
「楓宸」：天子のいる宮殿。
「蒼旻」：青空。
「遐登」：天上に昇り神仙となる。転じて、死の婉曲表現。
「普天之下率土之浜」：空の下、地の続く限り。
全世界。(「孟子」万章上) 「喪双親條」：養老令では、天皇

崩御時の服喪期間を、父母の場合と同じ一年と規定する。(「日本思想大系 律令」)「龍車」：天子の乗る車。「驂」：赤毛の馬。「共立病院」：明治五年に開設された私立病院。現在の東北大学医学部付属病院の前身。「木戸内閣顧問」：木戸孝允(一八三三～一八七七)。「明治二十七、八年之役」：日清戦争。「鄙懐」：自分の意見、胸中の思いを謙遜して言う語。

30 薬師如来像龕背記

薬師如来靈徳在医薬。医師薬剤師等宜尊信也。岩沼町薬剤師、勲六等小野栄之助使平田某造薬師如来尊像一軀。取材於香珍木。伊具郡西根村高倉阿弥陀堂建築余材、而実千年之旧物云。乃納之於竹駒寺内薬師堂、以表尊信之意也。因憶、先師石田道隆、每年以正月八日修神農祭、又以此日詣木下薬師堂。以為例。亦表尊信之意也。余謂是不啻医師薬剤師尊信之、抱疾患服薬餌者亦尊信之、則其有靈驗也、無疑矣。及作龕背記、併及此事。云。

薬師如来像龕背記

薬師如来の靈徳は医薬に在り。医師薬剤師等宜しく尊信すべきなり。岩沼町の薬剤師、勲六等小野栄之助、平田某をして薬師如来尊像一軀を造らしむ。材を香珍木に取る。伊具郡西根村高倉阿弥陀堂建築の余材にして、実に千年の旧物と云ふ。乃ち之れを竹駒寺内の薬師堂に納め、以て尊信の意を表す。因りて憶

ふに、先師石田道隆、毎年正月八日を以て神農祭を修め、又た此の日を以て木下薬師堂に詣づ。以て例と為す。亦た尊信の意を表するなり。余謂ふに、是れ尙だ医師薬剤師之れを尊信するのみならず、疾患を抱へ薬餌を服する者も亦た之れを尊信すれば、則ち其れ靈驗有ること、疑ひ無し。龕背記を作すに及び、併せて此の事に及ぶと。しか云ふ。

*「龕背記」：「龕」は神仏の像を納める厨子。「龕背記」はその裏面に記した文章。「小野栄之助」：伝未詳。「香珍木」：沈香か。「高倉阿弥陀堂」：現在の宮城県角田市にある勝楽山高蔵寺の阿弥陀堂。藤原秀衡妻による創建とされ、本尊の阿弥陀如来像とともに国指定重要文化財。「竹駒寺」：江戸時代、竹駒神社の別当寺だったが、明治二年の神仏分離で現在の岩沼市桜に移転。「石田道隆」：仙台藩医(？)一八九一。雨香の医学の師。(鈴木雨香の著作と岩沼)所収「雨香年譜」。「神農祭」：普通、冬至の日に医薬の祖とされる神農を祀る。「木下薬師堂」：現在の仙台市若林区木下にある陸奥国分寺薬師堂。

31 栗山逸吟序

余読栗山先生答人之詩。至其落句「風花雲月は吾文」、打案呼快曰、気魄之大、構思之雄、何至于此也。眼中無復李謫仙。蓋先生之詩出於自然、不加彫琢而斐然成章。所謂天真爛漫者、皆

風花也雲月也。只惜先生有所賦、則一揮與人、不留其稿。猶風花雲月不可捕捉。人望而仰之耳。余敬慕先生非一日也。每見其詩収録得三十余編。実有捕捉風花雲月之思也。因私命曰「栗山逸吟」。雖僅々小冊子亦足窺魂魄之大、構思之雄。若夫風花雲月懸在天者、非余力所及也。昔箕作紫川輯『栗山逸文』、以不留稿為憾。文且然、況詩乎。余亦不自編輯此篇同紫川氏之憾。云。

『栗山逸吟』の序

余、栗山先生の「人に答ふ」の詩を読む。其の落句「風花雲月はれ吾が文」に至り、打ち案じ快を呼びて曰く、魂魄の大、構思の雄、何ぞ此に至らん。眼中に復た李謫仙も無しと。蓋し先生の詩、自然より出で、彫琢を加へずして、斐然として章成る。所謂天真爛漫なる者、皆な風花なり、雲月なり。只だ惜しむらくは先生賦する所有れば、則ち一たび揮ひて人に与へ、其の稿を留めず。猶ほ風花雲月の捕捉すべからざるがごとし。人望みて之れを仰ぐのみ。余、先生を敬慕すること一日にあらず。其の詩を見る毎に収録して三十余編を得。実に風花雲月を捕捉するの思ひ有り。因りて私に命じて『栗山逸吟』と曰ふ。僅々たる小冊子と雖も亦た気魄の大、構思の雄を窺ふに足る。若し夫れ風花雲月の懸かりて天に在る者は、余の力の及ぶ所にあらず。昔箕作紫川『栗山逸文』を輯するに、稿を留めざるを以て憾みと為す。文すら且つ然り、況んや詩をや。余、亦た自ら此の編を編輯し、紫川氏の憾みに同ぜざらんやと。しか云ふ。

*「栗山先生「答人」之詩」：柴野栗山の七言絶句「答人求旧草（人の旧草を求むるに答ふ）」のこと。「李謫仙」：李白。「斐然」：文章が華麗なさま。「栗山逸吟」：現存せず。未詳。「箕作紫川」：津山藩士、洋学者（一七九九～一八六三）。通称阮甫。（『日本人名大辞典』）「栗山逸文」：『国書総目録』によれば、劉焯編『栗山逸文』（写本一冊、文政二年成）の存在を確認できるが、箕作阮甫による編纂は確認できない。未詳。「編輯」：探し求め、集める。

32 岩沼旧邑主古内廣行君墓表

君名廣行、小字裕治郎、後改裕治。馨嚴君第二子、母佐佐氏珣子君。家世列仙台藩著座、領岩沼、長岡、小川、志賀、三色吉、北長谷、堀内、本郷諸邑、称八千石。君受經史於志村氏、新陰流兵法於狭川氏、高麗八條流馬術於岩淵氏、兼修騎射打毬諸技。戊辰之役、藩編狙擊隊。君選入之任守衛。役後入東京岡氏塾、研鑽經史。西南之役、任警視庁少警部、率召集兵戰於薩隈之間、有功。爾後、助馨嚴、致嚴二君、時理所更革。後為致嚴君嗣尋承家、従事諸芸。開梨園設葡萄園、兼及蚕桑事。初馨嚴君營機業也。有旧臣某商人某等專任其事。已至収支不償無資金弁濟之道。君銳意整理之、一新家政。換機業以園芸。古内氏之有今日、実君果斷決行之力也。偶得脚疾荏苒不痊。大正三年七月四日卒。年六十四。葬于法常寺先塋之次。當其葬儀、会之者併岩沼小学校生徒過二千人。其盛地方所未曾見云。法号曰大廣院

殿英巖裕義居士。先配富田氏、生國子君。後配佐伯氏、無子。養佐沼田邑主亙理隆胤君第三子省三郎君、配國子君以為嗣。成三少小為侍童、侍君數年。義雖為君臣、情如兄弟。爾來五十年晨昏伺候談旧事以為樂、而今也不及。攀傷之念不能禁。

岩沼旧邑主古内廣行君の墓表

君、名は廣行、小字裕治郎、後に裕治と改む。馨巖君第二子、母佐佐氏珣子君なり。家、世々仙台藩著座に列す。岩沼、長岡、小川、志賀、三色吉、北長谷、堀内、本郷の諸邑を領し、八千石を称す。君經史を志村氏に、新陰流兵法を狭川氏に、高麗八條流馬術を岩淵氏に受け、騎射、打毬の諸技を兼修す。戊辰の役に、藩、狙撃隊を編す。君、之れに選人せられ、守衛に任ず。役後、東京岡氏の塾に入り、經史を研鑽す。西南の役に、警視庁少警部に任せられ、招募兵を率ゐて薩隈の間に於いて転戦し、功有り。爾後、馨巖、玖巖二君を助け、時に更革する所を理む。後に玖巖君の嗣となり尋いで家を承け、諸芸に従事す。梨園を開き葡萄園を設け、兼ねて蚕桑の事に及ぶ。初め馨巖君、機業を営む。旧臣某、商人某等有、専ら其の事に任ず。已に収支償はず、資金弁済の道無きに至る。君、銳意之れを整理し、家政を一新す。機業に換ふるに園芸を以てす。古内氏の今日有るは、実に君の果斷決行の力なり。偶々脚疾を得、荏苒として痊えず。大正三年七月四日卒す。年六十四。法常寺先塋の次に葬る。其の葬儀を営むに、之れに会する者、併せて岩沼小学校生徒二千人に過ぐ。其の盛なる、地方に未だ曾て見ざる所と云ふ。法号

を大廣院殿英巖裕義居士と曰ふ。先づ富田氏を配し、國子君を生む。後に佐伯氏を配す。子無し。佐沼旧邑主亙理隆胤君第三子、省三郎君を養ひ、國子君に配し、以て嗣と為す。成三少小より侍童となり、君に侍すること數年。義には君臣たりと雖も、情兄弟の如し。爾來五十年晨昏伺候し、旧事を談じ以て樂と為すも、今や及ばず。攀傷の念を禁する能はず。

* 「古内廣行君」：岩沼邑主古内氏第十三世。生没年未詳。

「馨巖君」：岩沼邑主古内氏第十一世、廣直。生没年未詳。

「佐佐氏珣子君」：伝未詳。「著座」：着座。伊達家臣団の家格の一。「志村氏」：伝未詳。「狭川氏」：前出。

「岩淵氏」：伝未詳。「戊辰之役」：戊辰戦争。「西南之役」：西南戦争。「薩隅之間」：薩摩と大隅両国を合わせた一帯。「少警部」：明治初期の警保寮（警視庁の前身）に置かれた職制の一。（岡忠郎「明治時代警察官の生活」雄山閣出版）

「玖巖君」：岩沼邑主古内氏第十二世、廣通。「機業」：織物業。「先塋」：前出。先祖の墓。「佐沼旧邑主亙理隆胤君」：佐沼亙理家第九世（一八四八―一九一六）。「省三郎君」：岩沼邑主古内氏第十四世（一八一七―一九四二）。「成三」：筆者である雨香鈴木省三のこと。

「晨昏」：朝夕。「攀傷之念」：すがりつく思いで深く死を悼む。

33 謙堂横山先生墓誌銘

明治維新前修西學者寥寥晨星耳。其能發憤負笈、千里索良師如横山先生殊少矣。先生名謙介、小字辰治、号謙堂。本姓金子氏。父名久左衛門、母千葉氏。嬰□為横山氏所養。文久二年、從江戶緒方洪庵修蘭學。元治元年、入長崎從蘭醫鵬土印學醫術。兼從何礼之助學英學。慶應二年、聘于松平守護職、至京都教授英學。明治二年、聘于田村一閣藩知事、教授英學。八年、応仙台共立病院之聘為醫學教授。又命為内務省醫術開業試驗委員。十二年、奉職宮城病院。歷任白石、登米、氣仙沼等病院長。十七年、辭職開業。乞治者甚多矣。先生性勤厚而簡直。不求聞達、不近權勢。若使有少所屈節、官位顯達可與池田戸塚諸名士並進。時人憾之、而先生不顧。空老于東陬。但家資極豐富。蓋自然之報酬、不得於彼而得於此者乎。所訊有達爾敦生理書、布林篤内科書。其稿存於家。心臟病篇刊行布世。大正四年六月五日、易簀。年七十有二。葬于北山東昌寺之塋域。法号曰温恭院謙堂慈濟居士。配平塚氏、生子女十人。男長、勤助、繼先業承家。次有五、為醫學博士分產別為家。女長、次、適吉井氏。次美津、適山路氏。次与志、及次、没。繼之、適吉井氏。次琴、適遠藤氏。次律、適金子氏。次安、適齋藤氏。次政、適安齋氏。他天。余辱先生之知者四十年。于茲又悉其卒生。墓誌之任固在余。因叙其概略、繫以銘。銘曰、

夙修西學 兼究醫方 聘于侯伯 師于帝鄉 費舍為主 病院為長 家資豐富 姓名永芳

謙堂横山先生の墓誌銘

明治維新の前、西學を修する者、寥寥として晨星のみ。其れ能く發憤して負笈し、千里に良師を索むること横山先生の如き、殊に少なし。先生、名は謙助、小字は辰治、謙堂と号す。本姓金子氏。父の名は久左衛門、母は千葉氏なり。嬰□、横山氏の養ふ所となる。文久二年、江戶緒方洪庵に從ひ、蘭學を修す。元治元年、長崎に入り、蘭医鵬土印に從ひ、醫術を學ぶ。兼ねて何礼がれのすけの助に從ひ、英學を學ぶ。慶應二年、松平守護職に聘せられ、京都に至り英學を教授す。明治二年、田村一閣藩知事に聘せられ、英學を教授す。八年、仙台共立病院の聘に應じ、醫學教授となる。又た命じられて、内務省醫術開業試験委員となる。十二年、宮城病院に奉職す。白石、登米、氣仙沼等の病院を歷任す。十七年、職を辭して開業す。治を乞ふ者甚だ多し。先生、性謹厚にして簡直、聞達を求めず、權勢に近づかず。若し少しく節を屈する所有らしむれば、官位顯達、池田戸塚の諸名士と並び進むべし。時人之れを憾みとするも、先生顧みず。空しく東の陬に老ゆ。但だ、家資極めて豊富たり。蓋し自然の報酬、彼れに得ずして此れに得る者か。訊する所、達爾敦だるとん「生理書」、布林篤はりんと「内科書」有り。其の稿家に存す。「心臟病篇」を刊行し、世に布く。大正四年六月五日、易簀す。年七十有二。北山東昌寺の塋域に葬る。法号を温恭院謙堂慈濟居士と曰ふ。平塚氏を配し、子女十人を生む。男の長、勤助、先業を継ぎ、家を承く。次有五、醫學博士となり、産を分かちて別に家を為す。女の長、次、吉井氏に適す。次美津、山路氏に適す。次与

志、及び次、没す。繼之、吉井氏に適す。次琴、遠藤氏に適す。次律、金子氏に適す。次安、齋藤氏に適す。次政、安齋氏に適す。他、夭す。余、先生の知を辱くすること四十年。茲に又た其の卒生を悉くす。墓誌の任、固より余に在り。因りて其の概略を叙し、繫するに銘を以てす。銘して曰く、

夙に西学を修し 兼ねて医方を究む 侯伯に聘せられ 帝郷に師たり 餐舎に主たり 病院に長たり 家資豊富にして 姓名永へに芳し

*「晨星」：明け方の空にまばらに見える星。数の少ないことのとえ。「負笈」：遊学。「嬰□」：「嬰」の下の字判読不能。「侯」に近いが意が通らない。仮に「まだ赤子」ときに」の意で解しておく。「緒方洪庵」：医学者、蘭学者（一八一〇～一八六三）。「蘭医鵬土印」：明治初めに来日したオランダの医師A・F・ポードウインか。（中西啓「長崎のオランダ医たち」岩波新書）「何礼之助」：官僚、翻訳家の何礼之（一八四〇～一九二三）。礼之助は通称。（『日本人名大辞典』「松平守護職」：会津藩主松平容保（一八三五～一九三））。京都守護職を務めた。「田村一関藩知事」：一関藩主田村家第十一代、崇顕（一八五八～一九二二）。（『日本人名大辞典』）「池田戸塚諸名士」：幕末、明治の医師池田謙齋（一八四一～一九一八）と戸塚文海（一八三五～一九〇一）。ともに適塾で学んだ。（『日本人名大辞典』）「東阪」：東の隅。「達爾敦生理書、布林篤内科書」：ダルトンの

『生理学書』（未詳）と、A・フリントの『内科書』を横山が訳したとされる（梅溪昇『洪庵・適塾の研究』思文閣出版、一九九三年）が、未刊に終わったものか、謙堂横山謙介訳の当該本は確認できず。未詳。「心臓病篇」：横山謙介訳『普氏心臓病論』（明治十一年刊）。原著者「普氏」とは前出のA・フリントのこと。「易簣」：逝去。「帝郷」：京都。

34 平林荘記

瀬野尾鶴堂、初居館越村、本郷村巷々。沿陸羽街道、与岩沼町街相近。乃去卜地於田野平曠之処而居焉。地在所謂植松耕土之中。其西北二面植以樗櫟之属、鬱然成林。因名其居曰平林荘。将請余文、以扁之。余乃記曰、孫子云其静如林。林之為物雖在山亦静為常。況在田野平曠之中者乎。其静可知耳。是所以鶴堂居之而愛之也。夫人心平則身静。未有心不平而身静者也。平与静不可離者如此。今鶴堂心身平静、居此平静之荘、農業余暇讀書以為樂。疑々乎日進于德。蓋亦有得於此平静之境也。諸葛武侯云、非静無以成学。宜乎言也。然妨鶴堂之進於德者有二。曰飲酒也。曰困碁也。不遠此二者、則雖在平静之境、心不平身不静。徒費心於醉飽輸贏之際、勞身於躁急怨悶之間。不啻無益進於德、適足以害其身也。鶴堂讀此文慙然曰、先生何為此言也。将有如彼平静之林木触風怒号訴不平之勢。鶴堂其恕之而可也。

瀬野尾鶴堂、初め館腰村、本郷村の巷々に居す。陸羽街道に沿

ひ、岩沼町街と相近し。乃ち去りて地を田野平曠の処に卜して居す。地、所謂植松耕土の中に在り。其の西北二面に植うるに樗・櫟（ちゅう・れき）の属を以てし、鬱然として林を成す。因りて其の居を名づけて平林莊と曰ふ。將に余の文を請ひ、以て之れに扁せんとす。余、乃ち記して曰く、孫子曰く、其れ静かなること林の如しと。林の物たる、山に在りとも雖も亦た静かなるを常と為す。況や田野平曠の中に在る者をや。其の静かなること知るべきのみ。是れ鶴堂の之れに居し、之れを愛する所以なり。夫れ人心平らかなれば則ち身静かなり。未だ心平らかならずして身静かなる者あらず。平と静と離るべからざる者、此くの如し。今鶴堂心身平静にして此の平静の莊に居し、農業之余暇に書を読み、以て樂と為す。駸々乎（しんしんこ）として日に徳に進む。蓋し亦た此の平静の境に得ること有るなり。諸葛武侯云はく、静にあらざれば以て学を成す無し。宜なるかな、言や。然も鶴堂の徳に進むを妨ぐる者二有り。曰く、飲酒なり。曰く、困甚なり。此の二者に遠からざれば、則ち平静の境に在りと雖も心平らかならず、身静かならず。徒に心を酔飽（よぼ）輸贏（ゆいぎょう）の際に費やし、身を躁急怨悶の間に勞す。奮だ徳に進むに益無きのみならず、適々以て其の身を害するに足るなり。鶴堂、此の文を読み憮然として曰く、先生何ぞ此の言を為すやと。將に彼の平静の林木の風に触れて怒号するが如く不平を訴ふるの勢有らんとす。鶴堂、其れ之れを恕して可なり。

*「瀬野尾鶴堂」…伝未詳。「植松耕土」…現在の宮城県名

取市植松付近の穀倉地域をいう。「扁」…横額に文字を書いて門戸の上などに掲げる。扁額。「孫子曰、其静如林」…「其徐如林」（孫子「軍争」）「駸々乎」…非常に速いさま。「諸葛武侯云、非静無以成学」…諸葛孔明「誠子書」の一節。正しくは「夫学須静也、才须学也。非学無以広才、非志無以成学。」「輸贏」…勝ち負け。

35 賀幽石禪師陞任曹洞宗大学教頭文

屈起誓将酬仏恩 布雲施雨震乾坤 老蛟固不池中物 忽上登竜第一門

是為余賀幽石禪師自第二中学林長陞任曹洞宗大学教頭詩。今又贈以文。以重賀遷喬之榮。云禪師与余同郷。郷有阿武隈川。発源於岩野界甲子山、洋々百里東流、至磐陸之界而入海也。私謂阿武隈河畔何出名衲之多也。曰大賢和尚生于巨理。曰兔隣和尚生于角田。曰宗阿上人生于岩沼。而禪師生于北長谷。且除宗阿上人皆洞上大徳。不亦奇乎。阿武隈川蓋我邦之恒河乎。出活仏陀其如此。良有以矣。禪師承賢・隣二和尚之後、起身于此河畔、貢獻仏界者多年。初為第三曹洞中学林長、中于第一、後于第二、最後為其大学教頭。禪師学徳之深遠淵博、蓋有得于阿武隈川乎。凡有学者無徳。其弊也、放肆而不修。有徳者無学。其弊也、拘局而不伸。是古今之通弊也。雖緇衲亦不能免也。禪師自今以深遠之徳量与淵博之学識督大学教務、指導鞭撻以率其徒、実践躬行以示其範、則及卒其業皆為学徳円満之人。帰施之於其国、教

化流行如此而一洗天下之学弊、則實是曹洞大学之賜而禪師之功也。其功德之及、猶阿武隈川洋々乎而注海、昇發蒸騰為雲為雨布施於天下、又汪洋淼漫養蛟育龍、隨時起雲霧驅風雨震撼乾坤乎。書以為贈。

幽石禪師、曹洞宗大学教頭に陞任するを賀する文

屈起して誓ふ、將に仏恩に酬いんとすと

雲を布き雨を施し、乾坤を震はす

老蛟固より池中の物にあらず

忽ち上る、登龍第一門

是れ、余、幽石禪師の第二中学林長より曹洞大学教頭に陞任するを賀する詩を為す。今又た贈るに文を以てす。以て重ねて遷喬の榮を賀す。禪師と余と同郷と云ふ。郷、阿武隈川有り。源を岩野の界甲子山に発し、洋々と百里を東流し、磐陸の界に至りて海に入る。私に謂へらく、阿武隈河畔の何ぞ名衲を出すことの多きやと。曰く、大賢和尚互理に生まる。曰く、兔隣和尚角田に生まる。曰く宗阿上人岩沼に生まる。而して禪師北長谷に生まる。且つ宗阿上人を除き、皆な洞上の大徳たり。亦た奇ならずや。阿武隈川、蓋し我が邦の恒河ならんか。活仏陀を出すこと、其れ此くの如し。良に以有り。禪師、賢・隣二和尚の後を承け、身を此の河畔に起こし、仏界に貢獻すること多年。初め第三曹洞中学林長となり、中に第一、後に第二、最後に其の大学教頭となれり。禪師、学徳の深遠淵博なる、蓋し阿武隈川に得ること有らんか。凡そ学有る者徳無し。其の弊たるや、

放肆にして修めず。徳有る者学無し。其の弊たるや、局に拘りて伸びず。是れ古今の通弊なり。緇衲と雖も亦た免るる能はず。禪師、今より深遠の徳量と淵博の学識とを以て大学教務を督し、指導鞭撻して以て其の徒を率ゐ、実践躬行して以て其の範を示せば、則ち其の業を卒ふるに及び、皆な学徳円満の人とならん。歸りて之れを其の国に施し、教化流行すること此くの如くして天下の学弊を一洗すれば、則ち實に是れ曹洞大学の賜にして、禪師の功ならん。其の功德の及ぶ所、猶ほ阿武隈川の洋々乎として海に注ぎ、昇發蒸騰して雲となり雨となり、天下に布施するがごとく、又た汪洋淼漫として蛟を養ひ龍を育み、時に随ひて雲霧を起こし風雨を駆りて乾坤を震撼せしむるがごときか。書して以て贈と為す。

*「幽石禪師」：僧、横尾賢宗（一八五三—一九二〇）。幽石はその号。（『仙台人名大辞書』）「曹洞宗大学」：曹洞宗大
学林。駒澤大学の前身。「陞任」：昇任に同じ。「蛟」：蛟龍。水中に潜み、雲雨に会えば、それに乗じて天上に昇つて龍になるとされる。「遷喬」：鳥が谷間から出て、高い木にうつる。転じて、官位が上がることを言う。「岩野之界」：会津岩代と下野両国の境。「甲子山」：甲子旭岳。「磐陸之界」：磐城と陸前両国の境。「名衲」：高徳の僧。「大賢和尚」：「兔隣和尚」：「宗阿上人」：いずれも伝未詳。「洞上之大徳」：曹洞宗の高僧。「恒河」：インドのガンジス川。「緇衲」：僧侶。「汪洋」：水が果てしなく深く深いさま。

転じて、度量が広いさま。「森漫」…水面が果てしなく広がるさま。

36 香芽園記

余嘗編名取郡志、叙名園者四五。大竹氏茶園在其一。園在名取郡長町根岸里。前臨広瀬之長流、後負茂陵之高嶺。地勢傾斜乾濕得宜、頗似宇治。其所出茶香味亦類之云。大槻博士名其園曰香芽。蓋取于唐鄭愚之詩句也。園主介友人靜雲堂主人索記於余。余既叙其園誼、不可辭。乃記曰、香芽茶而茶香芽也。以茶記之何有不可哉。茶之為物、有香有味。初含之於芽苞嫩葉之中、中著之於蒸焙乾淨。終發之於煎烹淹淪、而茶之香味始可入品也。雖哉茶之香味成也。可以比陰德之馨者久而益著乎。大竹氏先代創此園。至今代益擴張之、極其盛者、先代之陰德深入園中之香芽、而非至今代益發揮其氣味芳香之美而何也哉。經曰、三年不改父之道可謂孝矣。況擴張其先業、發揚其先德者乎。可謂孝之至也。茶園不為不多而大竹氏獨極其盛者以有此追考之陰德耳。所謂有陰德者有陽報、是也。世之嘗此園之茶者、不獨嘗其氣味芳香之美、併嘗園主陰德之馨則可也。

香芽園の記

余、嘗て『名取郡志』を編み、名園を叙する者、四、五あり。大竹氏の茶園其の一に在り。園、名取郡長町根岸の里に在り。前に広瀬の長流に臨み、後ろに茂陵の高嶺を負ふ。地勢、傾斜

乾濕宜しきを得、頗る宇治に似る。其の出づる所の茶の香味も亦た之れに類すと云ふ。大槻博士、其の園に名づけて香芽と曰ふ。蓋し唐の鄭愚の詩句に取るなり。園主、友人靜雲堂主人を介して記を余に索む。余、既に其の園を叙するの誼あり、辭すべからず。乃ち記して曰く、香芽茶にして、茶香芽なり。茶を以て之れを記すに何ぞ不可有らんや。茶の物たる、香有り味有り。初め之れを芽苞嫩葉の中に含み、中之れを蒸焙乾淨に著はし、終に之れを煎烹淹淪に發して、茶の香味始めて品に入るべし。難きかな、茶の香味の成れるや。以て、陰德の馨る者、久しくして益々著しきに比すべきか。大竹氏の先代、此の園を創る。今代に至り、益々之れを擴張し、其の盛を極むる者、先代の陰德深く園中の香芽に入りて、今代に至り、益々其の氣味芳香の美を發揮するにあらずして何ぞや。經に曰く、三年父の道を改めざる、孝と謂ふべしと。況や其の先業を擴張し、其の先德を發揚する者をや。孝の至りと謂ふべし。茶園多からずと為さず。而も大竹氏独り其の盛を極むる者、此の追孝の陰德有るを以てのみ。所謂、陰德有る者陽報有り、是れなり。世の此の園の茶を嘗むる者、独り其の氣味芳香の美を嘗むるのみならず、併せて園主陰德の馨を嘗むれば則ち可なり。

*「名取郡志」…未刊。稿本は瑞巖寺藏。(吉岡一男『鈴木雨

香の生涯と岩沼』宝文堂、二〇〇三年)「大竹氏」…伝未詳。

「広瀬之長流」…広瀬川。「茂陵之高嶺」…現在の仙台市太

白区茂庭付近の高台、ないし八木山を言うか。「大槻博士」

…文学博士、大槻文彦（一八四七—一九二八）。「唐鄭愚之詩句」…中国・唐の鄭愚「茶詩」の一節「嫩芽香且靈」をいふか。「静雲堂主人」…仙台の書肆、伊勢屋安右衛門の四代目、通称斎助（一八五六—？）。静雲堂はその号。（「仙台人名大辞書」）なお、「19 黄葉村莊記」参照。「芽苞嫩葉」…芽と双葉。「蒸焙乾浄」…蒸熱、乾燥、焙煎などの製茶の工程。「煎烹淹淪」…茶を煎じて淹れること。「経曰、三年不改父之道可謂孝矣」…「三年無改於父之道、可謂孝矣」（「論語」学而）。「追孝」…亡き父祖の靈によくつかえること。「有陰德者有陽報」…「夫有陰德者必有陽報」（「淮南子」人間訓）

37 竹香園記

大竹氏有茶園、曰竹香。介静雲堂主人索其記於余。余謂、竹之有香所未嘗聞而是曰竹香、何以可記之乎。余甚惑矣。噫、我知之。大竹氏之園其広如野、為圃者茶也。為林者竹也。葱々之色与綺々之色相映為翠嵐為蒼靄。一入其園、蒼翠染衣。可愛可樂也。然竹無清靈之香氣、茶無袅娜之枝條。天之忌両全者如此。欲使此二物兼有之、豈可得哉。無已。則有一併植竹与茶。是也是、所以大竹氏有此園也、而竹香之名不虛也。抑園主以大竹為姓、以売茶為業。然則其園不啻兼有竹与茶、又於其姓氏与營業可謂兼有之也。至此益知竹香之名不虛也。且夫有節操如竹之堅、有德性如茶之香、則可以為君子也。世之欲為君子者、徒読書講

文、日々勞心於言語文学之間、無為耳。不若遊大竹氏之園、見綺々之色与葱々之色。以近取之于身学其德操之美、可也。冀大竹氏不独私此園之景致、広放開以示世人。賦以竹之操、薰以茶之香、則買其茶者將謂是竹香園之茶也。終薰化竹与茶之德操、有進於君子之域也、必矣。

竹香園の記

大竹氏茶園有り、竹香と曰ふ、静雲堂主人を介して其の記を余に索む。余謂へらく、竹の香有ること、未だ嘗て聞かざる所に於て、是れを竹香と曰ふ、何を以て之れを記すべけんやと。余甚だ惑へり。噫、我之れを知る。大竹氏の園、其の広きこと野の如く、圃を為す者は茶なり。林を為す者は竹なり。葱々の色と綺々の色と相映えて、翠嵐となり蒼靄となる。一たび園に入れば、蒼翠衣を染む。愛すべく樂しむべし。然も竹に清靈の香氣無く、茶に袅娜の枝條無し。天の両つながら全きを忌むこと、此くの如し。此の二物をして之れを兼有せしめんと欲するも、豈に得べけんや。無きのみ。則ち一たびに竹と茶とを併せ植うること有り。是れや是れ、大竹氏此の園有る所以にして、竹香の名虚しからざるなり。抑々園主、大竹を以て姓と為し、茶を売るを以て業と為す。然れば則ち其の園啻だ竹と茶とを兼有するのみならず、又た其の姓氏と營業に於いて之れを兼有すと謂ふべし。此に至り、益々竹香の名虚しからざるを知る。且つ夫れ節操有ること竹の堅きが如く、徳性有ること茶の香ばしきが如きときは、則ち以て君子たるべし。世の君子たらんと欲する

者、徒に書を読み文を講じ、日夕心を言語文学の間に勞して、爲すこと無きのみ。大竹氏の園に遊び、猗々の色と葱々の色とを見るに若かず。以て近く之れを身に取り、其の德操の美を學んで可なり。冀（まこと）はくは、大竹氏の独り此の園の景致を私するのみならず、広く放開し、以て世人に示さんことを。賦するに竹の操を以てし、薰るに茶の香を以てすれば、則ち其の茶を買ふ者、將に是れ竹香園の茶と謂はんとす。終に竹と茶の德操を薰化して、君子の域に進むこと有ること、必せり。

*「大竹氏」・「静雲堂主人」…ともに前出。「葱々之色」…青

ここでは茶の鮮やかな緑をいう。「猗々之色」…「猗々」

は美しく盛んに繁茂するさま。「色」とするのはやや不審だが、竹林の見事さをいうものと解しておく。「翠風」…山がすみ

山から立ち上る薄青い気。「蒼靄」…青靄。青みがかつた

もや。「婁娜」…枝や葉が長くしなやかなさま。「賦」…分け与える。授ける。

38 永楽園記

永楽園者仙台茶舗、後藤氏所製之茶名也。其茶品質佳良、称東北第一品。以故販路日拡大、貨于四方云。徴記於余。余乃記曰、永享其楽者茶也。後藤氏取于此以名之乎。蓋茶之為物、清淡芳香覺眠醒醉、喫之而不飽。弄之而不厭。夏昼冬夜、花朝月夕、山水丘壑、松下竹辺、無時不宜、無処不佳。是所以永享其楽也。

若夫在酒客淋漓酣暢、杯盤狼藉、欲極興尽、醉臥困倒之際、取茶一喫則醉夢頓醒、得反其本然之性。是亦使酒客永享其楽者也。然則茶之使人永享其楽者、可謂醒醉無所折矣。茶之効亦大哉。余尚別有求於後藤氏之茶者。方今世俗醉名利醉私欲、甚則身刑家亡。不甚亦身辱德敗。天下滔滔無不然。豈可不嘆哉。庶幾後藤氏之茶更拔大其販路、輸之於滿天下、而使供是等之醉客有所覺醒其醉夢、而亦又永享其楽。是不独余之志、信後藤氏之志亦存于此也。如此而後其命名之實不虛乎。

大正八年八月立秋後數日 雨香撰

永楽園の記

永楽園は仙台の茶舗にして、後藤氏製する所の茶の名なり。其の茶、品質佳良、東北の第一品と称す。故を以て販路日に拡大し、四方に貨すると云ふ。記を余に徴す。余、乃ち記して曰く、永く其の楽を享くる者は茶なり。後藤氏此れに取りて以て之れに名づくるか。蓋し茶の物たる、清淡たる芳香眠りを覚まし、酔ひを醒まし、之れを喫して飽かず。之れを弄して厭はず。夏昼冬夜、花朝月夕、山水丘壑、松下竹辺、時として宜しからざること無く、処として佳ならざること無し。是れ永く其の楽を享くる所以なり。若し夫れ酒客の淋漓酣暢、杯盤狼藉し、欲極まり興尽きて醉臥困倒の際に在るに、茶を取り一喫すれば則ち醉夢頓に醒め、其の本然の性に反るを得。是れ亦た酒客をして永く其の楽を享けしむる者なり。然れば則ち茶の人をして永く其の楽を享けしむる者は、醒醉扱ふ所無しと謂ふべし。茶の効

も亦た大なるかな。余尚ほ別に後藤氏の茶に求むる者有り。方今、世俗名利に酔ひ、私欲に酔ひ、甚だしければ則ち身刑せられ、家亡ぶ。甚だしからざるも亦た身辱められ、徳敗る。天下滔滔として然らざること無し。豈に嘆かざるべけんや。庶幾こひねがはくは後藤氏の茶、更に其の販路を拡大し、之れを満天下に輸して、是等の酔客に供し、其の酔夢を覚醒する所有り、而して亦た又た永く其の樂を享けしめんことを。是れ独り余の志なるのみにあらず、後藤氏の志も亦た此こゝに存することを信するなり。此くの如くして後、其の命名の実に虚しからざるか。

大正八年八月立秋の後、数日 雨香撰す

* 「後藤氏」：仙台国分町の茶商。屋号永楽屋。初代、後藤宗兵衛（一八三一〜九三）。（『仙台人名大辞書』）ここは二代目か。「淋漓」：勢いにあふれるさま、また盛大なさま。「酣暢」：酒に酔ってのびのびとした気分になる。「滔滔」：世の風潮に従って進みゆくさま。